

円滑・適正な納税のための環境整備
(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

令和6年1月1日以降

- ・ スキャナ保存
- ・ 電子取引の電磁的記録

の保存制度見直し

スキャナ保存

- ・ 解像度、階調及び大きさの保存要件を廃止。
- ・ 入力者等に関する情報の確認要件を廃止。

電子取引

- ・ 調査時等にダウンロードできれば検索要件は不要。
(売上高が5,000万円以下 もしくは 紙で出力していること等が必要)
- ・ 保存要件に従って保存することができなかったことに相当の理由があると認められれば、紙での保存も可。

当初に比べ、“義務感”は薄くなりました。

現在のやり方を続けることは「楽」かもしれませんが、

前向きな“きっかけ”と捉え、〇年先を見据えて業務を見直していきたいところです。



インボイスへの道

第5回 令和5年度税制改正大綱での掲載内容

「円滑・適正な納税のための環境整備」より
適格請求書等保存方式の円滑な実施について

支援措置の
案内ページです！



(財務省ホームページ)

① 小規模事業者に係る経過措置

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
- ・ 消費税の世界にいなかった事業者が消費税の世界に入った場合（課税事業者になった場合）
- ・ 消費税の納税額は [売上で預かった消費税 × 20%]

② 少額取引のインボイス不要制度1

- ・ 基準期間における課税売上高（2期（年）前の消費税対象の収入）が1億円以下 又は
特定期間における課税売上高（1期（年）前の消費税対象の収入）が5,000万円以下である事業者
- ・ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間の課税仕入れ（支出）
- ・ 1万円未満の場合は、帳簿への記載のみで仕入税額控除が可能
⇒ インボイスがなくても払った消費税として認められる



③ 少額取引のインボイス不要制度2

- ・ 売上げに係る対価の返還等（値引・返品・割戻）が1万円未満の場合は、インボイス不要。
⇒ 振込手数料が控除される場合は「インボイスは無くてもOK」

④ 登録制度の見直し

- ・ 課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、
その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出。
⇒ もともとは1ヶ月までに提出でした。（やや短縮…「柔軟な対応」だそうです）



【編集後記】

あけましておめでとうございます。今年も一年、明るい嬉しいことも、そうでないことも、皆さまと共有できますと幸いです。今年もよろしくお願いいたします。

